

令和 8 年度

水戸市会計年度任用職員募集案内

水戸市では、会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を募集しています。募集の職種については「令和 8 年度水戸市会計年度任用職員募集一覧」をご確認下さい。

| | |
|-------|---|
| 申込方法 | 電子申請又は郵送 |
| 申 込 先 | 〒310-8610 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号 水戸市総務部人事課 |

1 募集職種、採用予定人数、任用条件、職務内容等

別表「令和 8 年度水戸市会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

職種により、資格、免許、経験等を有することを任用条件としているものがあります。業務内容の詳細は、それぞれの任用担当課にお問合せください。

2 申込資格

年齢、性別、学歴及び国籍の制限はありません。ただし、地方公務員法第 16 条（欠格条項）の規定に基づき、次に該当する人は選考を受けることができません。また、重要な経歴の詐称や隠蔽があった場合、内定を取消す場合がございます。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・水戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過していない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 一部職種における申込資格について

学校、公立保育所等で任用される会計年度任用職員の場合、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があることから、条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

なお、あらかじめ選考過程において誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙をご参照ください。

4 申込方法

次のページの(1)電子申請又は(2)郵送のいずれかの方法でお申込みください。

なお、提出されたデータや書類はお返しできません、ご了承ください。書類に記載された個人情報は、選考・任用に係る人事管理以外には使用しません。

また、お申込みはお一人当たり第2希望までとさせていただきます。複数回に渡りお申込み頂いた場合は、一番新しいお申込み内容にて承ります。

※ 会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を最長の任期として任用され、主に常勤職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員です。

(1) 電子申請 (いばらき電子申請・届出サービス)

下記 QR コード又は URL からお申込みください。「city-mito-ibaraki@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるメールアドレスが必要です。また、入力事項が多いため、事前に全体の設問を確認しておくスムーズです。

ア あらかじめご用意いただくもの

顔写真データ

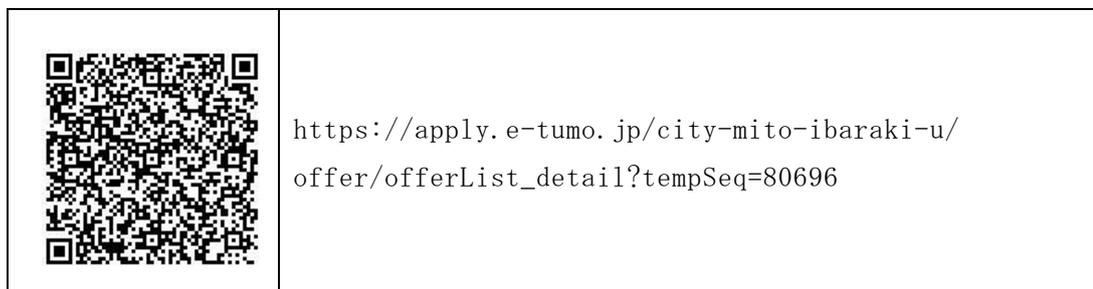
※ 申込時の添付が必要です。

応募する職種に必要な免許、資格証の写し

※ 普通自動車運転免許は添付不要です。

※ 申込み時の添付は不要です。個人面接の際にご提出ください。

イ QR コード・URL



(2) 郵送

郵送により必要書類を提出してください。

ア 令和8年度水戸市会計年度任用職員登録申込書

必要事項を記入し、自筆で署名してください。様式は、市役所3階人事課窓口か、市ホームページで入手できます。

イ 写真(縦4cm,横3cm)を登録申込書の写真欄に貼り付けてください。

ウ 応募する職種に必要な免許、資格証の写し

※ 普通自動車運転免許は添付不要です。

エ 郵送先

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

水戸市総務部人事課(水戸市役所本庁舎3階)

5 選考・任用

(1) 選考方法

電子申請の内容又は郵送された「令和8年度水戸市会計年度任用職員登録申込書」の内容により、まず**1次選考（書類審査）**を行います。次に、1次選考に合格された方を対象に**2次選考（個人面接）**を行います。

2次選考（個人面接）の詳細は、1次選考合格者に対し、任用担当課から別途ご連絡いたします。なお、職種によっては必要に応じて実技試験を行う場合があります。

(2) 選考結果通知

1次選考結果は、不合格者のみに郵送で通知します。合格者には、任用担当課から2次選考の詳細についてご連絡いたします。

2次選考結果は、2次選考を受けた方全員に通知します。

6 基本的な勤務条件

(1) 給与

水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき支給します。

ア 報酬

月額、日額又は時間額で支給します。

報酬額の決定に当たっては、本市職員（臨時職員・嘱託員等を含む。）及び会計年度任用職員としての職務経験等を考慮します。職種ごとに給与水準に上限があります。報酬額は、給与改定や最低賃金の改定等により変わる場合があります。

イ 手当等

期末手当、勤勉手当を、任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象者として6月及び12月に支給します。

通勤手当を、通勤に係る経費について費用弁償として支給します。

その他時間外勤務手当等の手当相当分の報酬が、それぞれの条件に応じて支給されます。

ウ 支給日

報酬が月額支給の場合は、当月21日払い、報酬が日額又は時間額支給の場合は、翌月15日払いとなります。支給日が土、日曜日及び祝日となる場合は、直前の金融機関営業日が支給日となります。

(2) 任用期間及び勤務時間

職種ごとの主な任用期間、勤務時間等は、別表「**令和8年度水戸市会計年度任用職員募集一覧**」をご覧ください。

(3) 休日

原則として土曜日・日曜日、祝日、年末年始を休日とします。ただし、職種によってはこれらの日が勤務日となる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇や、結婚休暇、忌引休暇、家族看護休暇、産前産後休暇、介護休暇、夏季休暇、療養休暇等の特別休暇、育児休業制度等があります。休暇等により付与条件、有給・無給の別があります。

(5) 社会保険等

勤務条件により、茨城県市町村職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）の適用があります。ただし、加入条件を満たす場合に限ります。

(6) 服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される次の義務を負います。①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④秘密を守る義務、⑤職務に専念する義務、⑥政治的行為の制限等、⑦争議行為の禁止

なお、職務に支障を来すことのないもので信用失墜行為に該当しない場合は、営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、事前に届出が必要になります。

(7) 災害時等の対応について

任用期間中に災害等が起きた場合には、所属長の指示に従い、避難所運営補助等の災害対応業務等に従事する可能性があります。

7 その他

(1) 「令和 8 年度会計年度任用職員申込者名簿」への登録について

選考の結果採用とならなかった方は、「令和 8 年度会計年度任用職員申込者名簿」（以下「申込者名簿」という。）に登録されます。

職員の退職や休業により急きょ会計年度任用職員の任用が必要となった場合等に、申込者名簿に登録されている方の中から選考を実施する場合があります。登録の有効期間は令和 9 年 3 月 31 日までです。

電子申請又は登録申込書を郵送していただくことで、申込者名簿に登録を行うことができます。

(2) その他の注意事項

虚偽の記載・申請があった場合、一部職種においては「重要な経歴の詐称」及び犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合には、任用を取消すことがあります。

任用は全て条件付のものとし、任用後 1 か月間（任用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。また、今回の会計年度任用職員への任用は、水戸市の常勤職員（事務職、技術職等）の採用の際に優先されるものではありません。

8 問合せ先

(1) 申込方法、給与等に関すること

水戸市総務部人事課（水戸市役所本庁舎 3 階）電話：029-232-9120

(2) 配属先、業務内容、選考状況に関すること

各任用担当課

※ 別表「令和 8 年度水戸市会計年度任用職員募集一覧」でご確認ください。